

# 判定士だより

VOL. 25 2018



(平成29年度 横浜市総合防災訓練)



## 目次

特集1	地震発生から判定作業まで	1
特集2	判定作業	3
Q & A	応急危険度判定講習会質問等に対する回答	5
	平成29年度応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習の報告	8
	応急危険度判定講習会のご案内	8

# 特集1：地震発生から判定作業まで

@平成30年2月3日海老名市

神奈川県内では、応急危険度判定活動の訓練等を行っている市町村があります。

今回の特集では、訓練の様子を紹介しながら、判定作業等の流れについて振り返りたいとおもいます。

## 訓練概要

実施日：平成30年2月3日（土）

場所：海老名市役所

参加者：民間判定士 22名

海老名市職員 5名

訓練内容：民間判定士の技術向上として、参集から判定作業までの流れの把握を目的に鉄骨造平屋建ての倉庫の応急危険度判定訓練が行われました。



## 判定作業までの流れ

### 日頃からの 備え

日頃からもしもの時のために判定活動に必要な備品を準備し、点検等の管理をお願いします。

## 大規模地震の発生

### 災害対策本部 の設立

大規模地震により住宅などの建築物が被災した場合、神奈川県及び県内市町村は災害対策本部を設置します。

被災状況等の情報収集を行い、応急危険度判定を実施するか否かを決定します。

### 応急危険度 判定活動の 実施の決定

各市町村は応急危険度判定実施本部を設置し、判定エリア、必要判定士数等を検討します。応援判定士の受け入れとして、車両や宿泊場所、食料、資機材の準備を行います。

判定活動は、地震発生の1～2日後をめどに開始され、実施期間は10～14日間程度を目安としています。判定活動の協力を求める日数は、原則として3日間を想定しています。

### 応援判定士への 支援要請

各市町村から判定士へ支援要請をします。

連絡手段については、防災無線や電話連絡、メール等で行います。

連絡方法は各市町村で異なります。

判定活動への協力、あくまでもボランティアであるので、家族や勤務先の方とよく相談し、体調を考慮して参集するか判断をしてください。

### ポイント

連絡先に変更が生じた場合は、事務局の（一財）神奈川県建築安全協会までご連絡ください。

## 参集

参集先は、要請時の指示に従い、判定作業ができる動きやすい服装で集合してください。

参集の際は以下のものを持参してきてください。

○必ず持参してほしいもの

- ・認定証・腕章・判定手帳・筆記用具

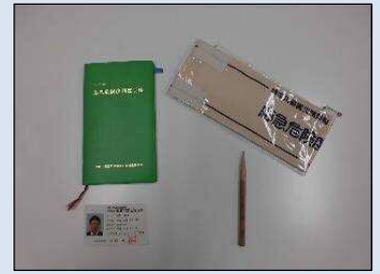
○持参してほしい、またはあった方がよいもの

- ・ヘルメット・下げ振り・クラックスケール
- ・バインダー・コンベックス・携帯電話
- ・ナップザック・水筒・軍手・雨具・防寒具
- ・マスク

○その他あると便利なもの

- ・双眼鏡・ラジオ・ペンライト・ホイッスル
- ・カメラ・コンパス・ハンマー

○宿泊に必要な最小限のもの



## 受付

受付では、判定士の方の氏名や認定証、腕章、判定手帳等の有無、判定活動可能日数の確認を行います。

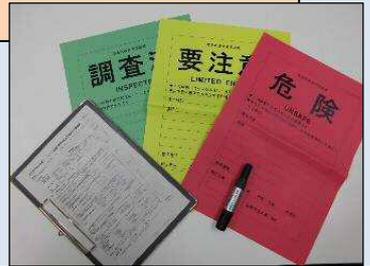
行政職員がコーディネーターとして判定士の方々を取りまとめ、

1チーム2人体制で判定活動を行います。

判定標識や地図等の判定に必要な資機材を受け取り、判定活動を行ってください。

### ポイント

得意としている分野や土地勘によって、チームや判定区域を割り振っていきます。



## 移動

配布された地図をもとに判定区域へ移動します。公共交通機関が使用できない可能性があるため、移動は徒歩か自転車が主な手段となります。履きなれた歩きやすい靴が望ましいです。



## 判定活動

判定活動の詳細については、特集2をご覧ください。

## 判定結果集計

判定活動が終了したら、判定結果を各チーム及び班で集計し、市町村に報告します。

## 災害補償

判定士の方を対象として、保険制度があります。事前に県内において判定活動を行う判定士に対して、天災危険担保特約付き傷害保険に加入しています。

傷害保険	死亡・後遺障害	2000万円
	入院	日額 5000円
	通院	日額 3000円
賠償責任保険	対人・対物共通	1億円

# 特集2: 判定作業

@平成 29 年 9 月 3 日横浜市

特集2では、横浜市で行われた訓練をもとに判定作業の流れを紹介します。

## ■訓練概要

実施日：平成 29 年 9 月 3 日（日）

場所：横浜市日野中央公園

参加者：民間判定士 9 名

横浜市職員 3 名

訓練内容：横浜市の総合防災訓練の中で、応急危険度判定活動の市民への周知として、訓練用被災建物（計 4 棟）の応急危険度判定訓練が行われました。



## 判定作業

訓練では訓練用被災建物（計 4 棟）の応急危険度判定が実施されました。訓練の様子を判定作業の流れに沿って紹介します。

① 建物概要の把握  
（用途、構造、階数、建物寸法などを確認）

地図上の位置は、2人でしっかり確認します。



② 落下危険物・転倒危険物の調査、隣接建物・周囲の把握

安全確保はとても重要です。調査する前に周囲の状況をよく確認します。



### ③ 地盤や構造躯体の不同沈下の確認

基礎の状況、床や屋根の落ち込み等により不同沈下の有無を調査します。



### ④ 建築物の基礎・壁の被害等、1階の傾斜の確認

クラックスケールにより亀裂を、下げ振りにより建物の傾斜状況を調査します。



### ⑤ 調査結果のまとめ、コメントの記入

コメントは判定標識の注記と同じものを記入します。



### ⑥ 判定標識の貼付

判定標識は見やすい位置に掲示します。



## 応急危険度判定訓練参加者の感想等

- 今回訓練に参加するにあたって、判定手帳を久しぶりに開いた。判定方法を見直すいい機会になった。
- 災害現場での実際の判定だと焦ると思うが、訓練だと落ち着いて判断できた。
- 下げ振りの設置時に、身の周りの安全性を確保しながら設置するのは難しいと感じた。
- 判定士の登録をした後、時間が経つと判定方法を忘れてしまうので、講習会に定期的に参加した方が良いと思う。また、沢山の方が参加できるよう、講習会の回数を増やした方が良い。
- このような訓練に参加して、経験を積む必要があると感じた。
- 判定ステッカーの色により罹災証明には影響はないが、住民はそうには捉えていないようなので、知ってもらう必要がある。
- 実際の災害時にはエリアごとに判定を任されることになるので、個々に判定できる時間は限られると感じた。
- 中高層のビル、平屋の住宅、2階建ての住宅など建物の構造によって判定時間が変わるものであるが、建物の外観である程度判断する必要があると思った。

# 平成 29 年度 応急危険度判定士講習会質問等に関する回答

9月27日（水） 横浜市技能文化会館（1）

質 問	回 答
総合判定のコメントについて、内容を詳細に記載すべきでしょうが、判定のときに手書きではたくさんは書き込めないと思います。要点のみ（書き込める範囲）で良いでしょうか。	原則として読んだ人が調査方法、要注意や危険である部分について判断できるように具体的に記載し、記載漏れがないようにしてください。コメント欄に収まらない場合は、裏面に記載し、読んだ人が裏面にも記載されていることがわかるように表面に表記してください。
神奈川県は横浜・鎌倉・横須賀等起伏がある地域が多いため、宅地判定を神奈川県で実施してほしいです。また、応急危険度判定士も建物のり災証明を出せると速やかな災害復旧が出来ると思います。	神奈川県では、平成10年度から宅地危険度判定制度を開始しており、神奈川県及び県内の全市町村では、地震又は降雨等により被害を受けた宅地の安全性の判定を行うための体制が整備されております。 また、り災証明制度は住家の資産的な被害の程度を市町村が認定するもので、応急危険度判定制度とは目的、調査内容及び時期が異なることから、応急危険度判定士がり災証明のための被害認定調査を同時に行うことはできません。
判定調査票の建築物概要の項目6の建築物規模の寸法ですが、長方形でない家の場合、例えばL形状の住宅での寸法記入はどうしたらよいのですか。	原則として間口方向をアに、奥行き方向をイとしてください。円形プランや不整形なプランの建築物の場合は、外接する方形を想定して、その寸法を記入してください。
演習2判定資料について（保育所）、3. 外観の状況の写真北側と南側上部（白い部分）は③外装材の湿式ではないでしょうか。	解答例は、あくまで解答の一例として示したものです。 外装材に湿式と乾式が混在すると判断した場合には、両方について判定を行ってください。
応急危険度判定手帳（P57）の落下物の危険性の判断において、屋根瓦で「B」の判定となる場合は、どのような状況を想定すればよいのですか。	部分的に落下のおそれがあるが、除去により危険が回避できるものであり、かつ、道路の通行人などの第三者に被害が及ぶ危険性がないものを「Bランク」と判定します。
調査表の2、3のランクを決める表について、ランクがA、B、Cとありますが、例えば、3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度①瓦「1. ほとんど無被害」などの頭が数字になっていますが、数字にせず「A、B、C」にした方がわかりやすいのではないのでしょうか。	応急危険度判定調査表は全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めている様式となっております。
危険度ランクB、ランクCの判断があいまいで判断が人によって違ってしまいそうです。例えば、外壁の「モルタル壁が全体の3分の1が定着していれば」など数字化すると判断しやすいですがいかがでしょうか。	部材の損傷度ではなく、落下する危険の程度によって判定しているため、数字化は難しいと思われまます。

<p>ボランティアで参加するわけですが、何日間調査するのでしょうか。最長何日など決まりはありますか。</p> <p>体調が悪くても言いだせず、重大な病気になる可能性もあるかと思います。そのあたりの決まりについてお聞かせください。</p>	<p>判定作業日数は、3日間程度を想定しています。他の都道府県への派遣の場合は、移動の時間を考慮すると5日間程度となります。</p> <p>判定活動は、ボランティアとして協力していただくものであり、決して強制するものではありません。</p> <p>判定活動は被災地へ赴いて作業を行うことになるため、体調がすぐれない等理由がある場合は参加を控えてください。</p>
<p>木造や鉄骨造では建物の傾斜による危険度評価がありますが、何故、鉄筋コンクリート造では不同沈下による傾斜での評価しかないのですか。</p>	<p>鉄筋コンクリート造の建築物が不同沈下以外の理由によって傾斜が生じている場合、柱等の構造躯体に被害が出ており、その他の項目で判定が行えるものと考えております。</p>
<p>鉄骨造、鉄筋コンクリート造の場合、壁量及び壁の損傷状態が危険度に大きく影響する筈ですが、現状、壁の調査項目がない理由を教えてください。</p>	<p>本制度は、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、その危険度を外観目視により応急的に判定するものであり、構造の安全性を判定するものではありません。なお、壁式構造の場合は、柱の本数を壁の長さを読みかえて調査を行ってください。</p>
<p>冒頭の制度編のご説明の中で、「建築物の地震対策の現状」の slides がありました。「新築」及び「既存」については、法整備がなされているようですが、「被災建築物対策」については、法律として定められてはいないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本制度は、災害対策基本法に基づき、国が定める「防災基本計画」、各地方自治体が定める「地域防災計画」に位置付けられています。</p>
<p>二人で調査して判断がくいちがった場合は、危険側の判断を優先すべきでしょうか。</p>	<p>危険側の判断を優先してください。</p>
<p>手帳P44.「危険」でなお居住者がいる場合は、どこまで報告すべきでしょうか。</p>	<p>居住者がいる旨を、調査表のコメント欄外に記入し、市町村のコーディネーターに報告してください。</p>
<p>建築の規模について、ビルや大規模施設等も2名で行うのですか。</p>	<p>特に建物規模に対する人数を決めたものではありません。実施本部のコーディネーターが編成を行いますので、その指示に従って判定を行ってください。</p>
<p>電話連絡網はどうやって知るのですか。</p>	<p>判定士として登録している、居住地又は勤務地の市町村にご確認ください。</p>

## 10月24日(火) 川崎市役所 第4庁舎

質 問	回 答
<p>手帳の中で基準を記載していますが、複数ページにまたがっており、実際の被災現場では、見るのに苦労すると思います。そのため、できれば、一覧表にして頂けないでしょうか。</p>	<p>基準を一覧にしたものにつきましては、実際の応急危険度判定時に配布できるよう検討いたします。</p>
<p>現実に募集があり、被災地が遠隔地の場合、危険度判定の実施本部までの交通手段及びその費用については、どうなるのでしょうか。</p>	<p>原則自己負担となります。詳細につきましては、市町村判定実施本部にご確認ください。</p>
<p>募集があり、手を挙げた場合に、人数などの決まりがあると思いますが、応急危険度判定士を決定する基準というのは、具体的にはどのような事でしょうか。</p>	<p>明確な基準はありませんが、被害状況等を総合的に考慮して派遣します。</p>

<p>本日の講習2において、窓ガラスの割れ項目について、コメントを「障子を外すなどして対応する事で危険は減ります。」とお話されましたが、貼紙のコメント欄にこの旨を書きおくことで、住宅の方や近隣の方が取り外しをして逆に危険な行為をさせる事になるのではないのでしょうか。こういう内容は記載しない方が良いでしょうか。</p>	<p>コメント欄は、調査結果を記載するものですので、調査結果以外の内容の記載はしないでください。</p>
<p>実際の建物での判定研修は定期的に行っているのですか。その場合は参加者の募集は行っていますか。</p>	<p>現在は実施しておりませんが、実際の建築物を利用した応急危険度判定の訓練を実施する際は、神奈川県震後対策推進協議会のホームページ等で周知する予定です。</p>

### 12月7日(木) 平塚市中央公民館

質 問	回 答
<p>鉄骨造、鉄筋コンクリート造において、木造の場合に比べて、基礎・壁に対するの判定項目がないように思われますが、何か基準があるのでしょうか。</p>	<p>鉄骨造及び鉄筋コンクリート造につきましては、調査2において基礎・壁に対するの判定項目及び基準はございません。</p>
<p>過去に行われた応急危険度判定で民間判定士が判定した実績はありますか。</p>	<p>直近では、熊本地震で地元の民間判定士が判定した実績があります。</p>

### 2月5日(月) 横浜市技能文化会館(2)

質 問	回 答
<p>P58の②の応急危険度判定と被災度区分のランクとの対応表ですが、被災度区分の「構造躯体」と「非構造部材」で、何故、「非構造部材」の方が厳しい応急危険度判定となるのでしょうか。</p>	<p>対応表は「構造躯体」と「非構造部材など」とを比較するものではありません。 判定手帳58ページから69ページの損傷状況ランクの表に記載の損傷状況の内容により、対応させているものです。</p>
<p>熊本地震で神奈川から派遣された応急危険度判定士は、一般の判定士は何名ですか。</p>	<p>平成28年熊本地震の際、神奈川県からは行政職員以外の判定士は派遣しておりません。</p>
<p>写真撮影等の判定票以外の記録方法、報告の流れについて、説明が無かった様に思うので、パワーポイントの資料に参考の写真を組み込んではどうでしょうか。</p>	<p>「写真撮影等の判定票以外の記録方法、報告の流れ」についてですが、基本的に判定調査表以外の記録方法や報告内容はございません。</p>
<p>演習1調査2⑤壁の被害について、木ずりの変形がほとんど見られないことから軽微なひび割れと判断していますが、あくまでも構造軸組と補強面材について評価するのみで、仕上材についての評価は、調査3で済んでいるので良いということでしょうか。</p>	<p>調査2については、構造躯体に関する危険度、調査3は、落下危険物及び転倒危険物に関する危険度を調査する趣旨であることから、構造躯体へ危険が及ぶかという観点で、調査2の判定を行ってください。</p>

# 平成29年度応急危険度判定コーディネーターシナリオ演習の報告

大規模地震発生時等に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等諸情勢を迅速に把握し、応急対策を適時適切に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の受け入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるように行政職員が「コーディネーター」として判定士のサポートをします。

「コーディネーター」は地震災害等の発生時において、応急危険度判定実施本部と判定士の橋渡し役を果たし、具体的には、判定士受入準備や判定士が現場に赴く前の注意事項等の説明、判定士の結果報告の取りまとめなどを行い、判定活動場面において中心的な役割を担っています。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県内及び関東圏域の行政職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

今年度は、開催会場である大和市、南足柄市及び鎌倉市を被災想定都市として、具体的なシナリオ演習を以下のとおり計3回実施しました。

開催年月日	演習会場	参加者	被災想定都市
平成29年11月9日(木)	やまと文化芸術ホール	35名	大和市
平成30年1月19日(金)	南足柄市女性センター	30名	南足柄市
平成30年2月6日(火)	鎌倉市役所第3分庁舎	32名	鎌倉市

## 演習内容

○次の事項について、シナリオに基づく説明及び指示・報告の伝達の演習

- ・地震発生から県災害対策本部への応急危険度判定士の支援要請までの流れ  
(被害状況の情報収集・分析、応急危険度判定実施本部の設置、災害拠点施設の応急危険度判定実施等)
- ・応急危険度判定実施日における判定業務終了後の流れ
- ・応急危険度判定実施本部の解散日の流れ
- ・指示・報告の伝達方法

○応急危険度判定実施計画書の作成、応急危険度判定の判定結果集計、コーディネーター業務についての説明

# 応 急 危 険 度 判 定 講 習 会 の ご 案 内

協議会では毎年、応急危険度判定講習会を県内各地で開催しています。

平成29年度は、横浜で2回、川崎で1回、平塚で1回、計4回の講習会を開催し、新規受講者222名、更新者・聴講者240名、合計462名の方が受講しました。

平成30年度の講習会の開催につきましては、次のとおり予定しています。

実施予定日	講習会場	会場所在地
平成30年9月20日(木)	横浜市技能文化会館	横浜市中区万代町2-4-7
平成30年10月23日(火)	川崎市役所第4庁舎	川崎市川崎区宮本町3-3
平成31年2月5日(火)	横浜市技能文化会館	横浜市中区万代町2-4-7

# ご 案 内

## 登録更新の手続きについて

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年より認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。認定の有効期限となった判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。そのため、住所の変更などがある場合は必ず判定士の登録や更新の窓口である（一財）神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。

なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は、協議会のホームページからダウンロードできます。

## 住所や勤務先の変更について

住所や勤務先が変更となった場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「変更届」の提出をお願いします。また、住所・勤務先ともに神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請の事務手続きが必要となりますので、事務局までご連絡をお願いします。

## Eメールアドレスの登録について

協議会では、判定士の方にEメールアドレスの登録をお願いしております。

登録いただいたEメールアドレスは、登録者への情報提供や災害時の協力要請の連絡などに使用させていただく予定です。

登録は、下のQRコード若しくは『協議会ホームページ』からできます。

(Eメールアドレス登録用QRコード)



(ホームページからの登録)

協議会ホームページ→メニューバー『応急危険度判定』→『手続きについて』→〈登録〉をご確認いただき、「お問い合わせフォーム」から登録

\*ドメイン指定受信の設定をされている方は、Eメールアドレスの登録前に、ドメイン“@ka-singo.jp”を受信できるよう設定して下さい。

\*登録いただきましたら、登録アドレスに確認メールを返信いたします。1週間経っても返信メールが届かない場合には、お手数ですが、表面事務手続き窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

判定士だより VOL. 25 2018

発行日:平成30年3月20日

発行:神奈川県建築物震後対策推進協議会

作成・編集:神奈川県建築物震後対策推進協議会

応急危険度判定部会 広報分科会